

介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて

<介護職員等特定処遇改善加算とは>

2019年10月の介護報酬改定により、介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行の「介護職員処遇改善加算」に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設されました。

この加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。

また、経験・技能を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。

<介護職員等特定処遇改善加算の取得要件>

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

当法人では取得要件の取組みを下記の通り行っています。

要件 1. 現行加算算定状況

介護老人保健施設 康楽苑	入所サービス 短期入所療養介護(予防含む) 通所リハビリテーション(予防含む)	} 加算（Ⅰ）
--------------	---	---------

要件 2. 職場環境等要件

項目	当法人が取り組んでいる主なこと
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援●研修の受講と人事考課との連動●法人独自の研究発表の場を設け審査・表彰するなど、向上心の育成

<p>労働環境・処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ●ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ●子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ●健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ●非正規職員から正規職員への転換